

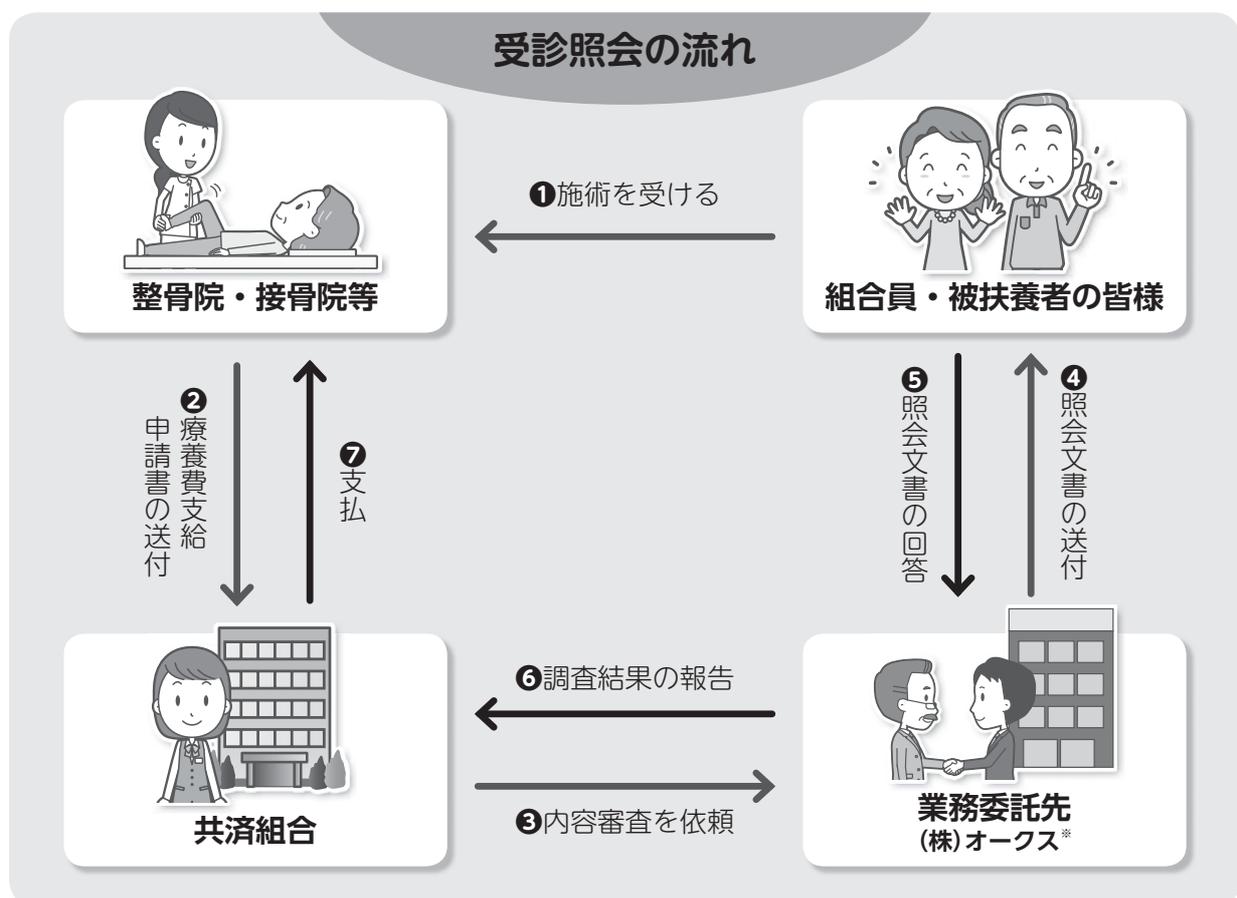
# 柔道整復師(整骨院・接骨院)等の 施術内容について調査を実施します

近年、柔道整復師等による不正請求が顕在化し、より一層の医療費の適正化に向けた取組みが必要とされています。

共済組合では、医療費適正化対策事業の一環として、整骨院・接骨院等(はり師・きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師による施術を含む。)で組合員証等(保険証)を使用して受けた施術の内容(負傷原因や施術回数等)について調査の必要が生じた場合、委託業者から組合員及び被扶養者の皆様のご自宅宛てに照会文書を送付させていただきます。

調査対象となった皆様には大変お手数をおかけすることとなりますが、照会文書が届きましたらご回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、照会時期は施術を受けてから概ね2ヵ月後になる見込みで、照会文書は平成29年6月中旬より送付が開始される予定です。



## 【業務委託先】

※株式会社オークス

全国市町村職員共済組合連合会においてレセプト点検専門業者の中から共同入札の結果選定され、委託する業務内容は、施術内容の審査、質疑応答(コールセンター)、照会文書の送付等です。

## 【個人情報の取扱い】

受診照会によりご回答いただいた個人情報は当該調査のために使用し、他の目的には一切使用しません。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306